

職業証明（22号）

| | |
|---------|--|
| 内 容 | 申請人が特定の職業に従事して來たこと及びその資格又は免許等を有していることを証明するもの（注1）（注2）。 |
| 使 用 目 的 | 現地における免許取得や営業許可取得のための手続等。 |
| 条 件 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人が公館へ出頭して申請すること（注3）。 (2) 国又は地方自治体が発給した免許証等の提示又は提出。 (3) 申請者はわが国の免許証を取得しているものであれば、外国人でも差し支えない。 |
| 必 要 書 類 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書）。 (2) 国又は地方自治体が発給した免許証等の原本。 |
| 形 式 | 外国文による証明 |
| 注 意 事 項 | <p>（注1）申請人が特定の職業に従事していた期間については、（イ）自館管轄内の分、（ロ）本邦に於ける分、（ハ）第三国分が想定される。従って、従事していた期間の確認が困難な場合、本証明に代り（これら特定資格証明書の）翻訳証明で取扱うこと。</p> <p>なおその際、特定の職業に従事していた期間については、在外公館の証明以外にどの様な証明を提出すれば足りるか、申請者から提出先当局に照会させるとよい。</p> <p>（注2）この証明は、医師、看護婦、あんま、針、灸師、調理師、理髪師等わが国又は地方自治体が付与する免許を取扱うものであり、柔道、空手や華道、茶道の師範等は取扱わない。</p> <p>（注3）本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出せること。</p> |

職業証明

1. 概説

(1) 証明の内容

申請人が本邦において特定の職業に従事するための資格又は免許等を有していることを証明するもの。すべて外国関係機関あてで、外国文で発給する。

(注) この証明は、医師、看護婦、あんま、針・灸師、調理師、理髪師等、わが国又は地方自治体が付与する免許を取り扱うものである。柔道、空手や華道、茶道の師範等はこの証明では取り扱わない。特に必要がある場合、本邦公証人による公正証書とした上で、法務局長の認証も得たものに翻訳をつけさせ、翻訳証明の項の翻訳宣誓供述書とする方法もある（翻訳者の訳文宣誓の英文例は85頁参照）。ただし、訳文宣誓を行う者は日本国籍者に限られる。

(2) 使用目的

現地における免許取得や営業許可取得手続のため等に使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第22号の領事手数料を徴収。

2. 発給条件

(1) 本人が公館に出頭して申請すること。

(注) 本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させる。

(2) 国又は地方自治体が発給した免許証等の提示又は提出。

(3) 申請人はわが国の免許証を取得している者であれば、外国人でも差し支えない。

3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券、又は現地関係当局発行の写真付身分証明書）。

(2) 国又は地方自治体が発給した免許証等。

(3) 代理申請の場合、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状。

4. 作成要領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 必要書類を提出させる。

(3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は、申請人が依頼状又は委任状に記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

- (4) 証明書の上段申請部分を申請人に記入させ、本人署名の上、提出させる。
「本日までこの職業に従事している」場合は、申請部分中that 以下は次のように記載させる。…… that I have been engaged in …… up to this date.
使用目的は必ず記入させる。
必要と認められるときは「Full Name」の次に「Passport Number」の欄を設けてよい。
Domicile (本籍地) : 都道府県までよく、外国人の場合は、Domicile の代わりにNationality (国籍) とし、その所属国名を記載する。
Applicant's signature (本人署名) : 代理申請の場合、本人が署名し、適宜、署名欄の左部の余白部にIn lieu of the applicant として、代理人氏名を記入のうえ、代理人に署名させて提出させる。
- (5) 根拠文書により申請部分記載事項を確認する。
- (6) 申請人が特定の職業に従事していた期間について提出させた立証文書では確認困難な場合は、本証明に代わり、資格免許証等の翻訳証明で取扱う。
- (7) 証明書の下段に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- (8) 完成した証明書の写をとる。
- (9) 証明手数料は1通毎に第22号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すれば良い。
- (10) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (11) 申請書、証明書及び根拠文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 職業証明 (22号)

CERTIFICAT DE PROFESSION

M.....
Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon]

Monsieur,

○ Je vous prie de bien vouloir certifier que depuis le jusqu'au
j'ai exercé la profession mentionnée ci-dessous. Ce certificat est requis en vue de

Nom :

Prénoms :

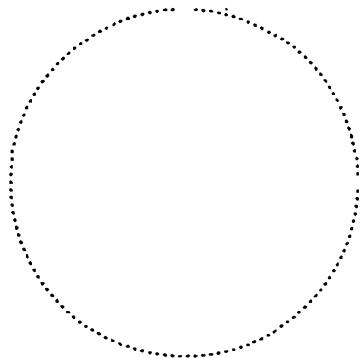
Date de naissance :

Domicile actuel :

Domicile légal :

.....
(Signature du requérant)

Certifié exact par | l'Ambassade du Japon
| le Consulat Général du Japon |



à , le

(signature)

(Nom et prénom) :

(titre) :

| Ambassade du Japon
| Consulat Général du Japon |

(西語) 職業證明 (22号)

CERTIFICADO

.....de.....de 20

Sr.

Cónsul del Japón, Madrid

Excelentísimo Señor,

Ruego a V.E. tenga a bien certificar, mediante el documento oficial, mi dedicación en el empleo que abajo se indica, desempeñado desde.....de 20.....hasta.....de 20.....

Esta certificación es necesaria para.....

Apellidos :

Nombre :

Fecha de nacimiento :

Profesión :

Domicilio actuel :

Domicilio permanente :

(Firma del solicitante)

LA EMBAJADA DEL JAPÓN EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que los datos arriba mencionados son correctos.

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada), se expide la presente certificación en Madrid, a.....de.....de dos mil

(Derechos:

)

(Fee :)

(Place) (Date)

(Applicant's signature & seal)

Certified as above.
Cert. No.

Surname :
Given name :
Occupation :
Present residence :
Domicile :

I beg to apply to you for certifying that I ----- in the un-
determined occupation since ----- This certificate is required for -----

Sir,

Mrs.

(Date)

CERTIFICATE